

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援について

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策を紹介します。

制度の詳しい内容や申請手続きなどについては問い合わせください。

※掲載している情報は、10月5日現在のものです。最新の情報は市ホームページや問い合わせ先で確認してください。

個人・世帯向け支援（生活支援）

区分	対象	名称	支援内容等	申請期限等	問い合わせ先	
給付	益田市に住民票のある令和2年4月28日～令和3年3月31日の間に生まれた新生児	益田市新生児特別給付金 ※広報ますだ10月号8ページをご覧ください。	[受給者]対象となる新生児と同居する保護者等 [給付額]対象となる新生児1人につき10万円 [申請方法]郵送または窓口 ※乳幼児医療のご案内の際に、申請書および返信用封筒をお渡しします。	令和3年4月30日(金)	市子ども福祉課児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134	
	児童手当の受給者(特例給付を除く)	子育て世帯への臨時特別給付金	[給付額]対象児童1人につき1万円 ※児童手当の手続きがお済みでない方は早めに手続きをお願いします。	[公務員以外の方]原則、申請不要 ※公務員の方の申請受付は9月30日(水)で終了しました。	市子ども福祉課児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134	
	0歳～15歳の子を持つ児童手当の受給者(特例給付を含む)	益田市子育て世帯臨時特別給付金	[給付額]対象児童1人につき1万円 [申請方法]郵送または窓口 ※公務員の方や益田市以外で児童手当を受給している別居監護の方は申請が必要です。	[公務員以外の方]原則、申請不要 [左記の※に該当の方]要件により申請期限が異なります。	市子ども福祉課児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134	
	ひとり親世帯	児童扶養手当の受給者および公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方	ひとり親世帯臨時特別給付金【基本給付・追加給付】	[給付額] 基本給付：1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 追加給付：1世帯5万円	[児童扶養手当受給者基本給付]原則、申請不要 [上記以外の方]令和3年2月26日(金)	市子ども福祉課児童福祉係 ☎ 31-0243 FAX 23-7134
		所得額により児童扶養手当を受給していない方で、家計が急変した方	ひとり親世帯臨時特別給付金【基本給付】	[申請方法]郵送または窓口 ※広報ますだ8月号22～23ページをご覧ください。		
		国民健康保険被保険者のうち感染症等により就労ができず給与等の支払いを受けられなかった方	傷病手当金	[支給額] (直近の3カ月の給与収入等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数	〈適用期間〉 令和2年1月1日～	市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180
		後期高齢者医療制度加入者のうち感染症等により就労ができず給与等の支払いを受けられなかった方	後期高齢者医療傷病手当金	[支給額] (直近の3カ月の給与収入等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数	〈支給対象期間〉 令和2年1月1日～12月31日	島根県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0852-20-7526 市保険課 ☎ 31-0215 FAX 24-0180
	休業等により家賃の支払いおよび住居の確保が困難な世帯	生活困窮者住居確保給付金	[支給先]家主へ直接支払い [給付額]家賃相当額 (世帯員数によって上限あり) [支給期間]原則3カ月(最大9カ月) [申請方法]窓口(郵送可)	随時	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177	
貸付	休業等により一時的な生活資金が必要な世帯	緊急小口資金(特例貸付)	[貸付額] 10万円以内(特例の場合は20万円以内) [償還期間] 2年以内(据置期間1年以内) 無利子	12月31日(木)	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177	
	収入の減少や失業等により生活の立て直しが必要な世帯	総合支援資金(特例貸付)	[貸付額]単身世帯:月額15万円以内 2人以上世帯:月額20万円以内 [貸付期間]原則3カ月以内 [償還期間]10年以内(据置期間1年以内) 無利子	12月31日(木)	益田市社会福祉協議会 ☎ 22-7256 FAX 23-4177	

区分	対 象	名 称	支援内容等	申請期限等	問い合わせ先	
納税・支払猶予等	事業収入・給与収入等が前年同期よりおおむね 20%以上減少した方(事業者含む)	徴収猶予	[対象となる市税] 令和3年2月1日までに納期限が到来する市税(個人市県民税、法人市民税、固定資産税) [猶予期間]最長1年間 ※国税・県税ともに同様の制度があります。詳しくは問い合わせください。	各納期限まで	【市税】市税務課収納対策室 ☎ 31-0611 FAX 23-3929 【国税】国税局猶予相談センター ☎ 0120-683-754 【県税】西部県民センター益田事務所 ☎ 31-9516	
	国民健康保険税	事業収入等が前年同期よりおおむね 20%以上減少した世帯	徴収猶予	令和元年度分、令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限のあるもの	各納期限まで ※令和元年度9期、10期分についてはご相談ください。	市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180
	国民健康保険税	主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、事業収入等が前年より 30%以上減少した世帯	減免	令和元年度分、令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの	令和3年3月31日まで	市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180
	後期高齢者医療保険料	感染症の影響等により保険料の納付が困難となった方	徴収猶予	※後期高齢者医療保険料に関することは、右記へ問い合わせください。		島根県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0852-20-7526 市保険課 ☎ 31-0215 FAX 24-0180
		世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方	減免	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているもの		
		世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年事業収入等の額より 30%以上減少した方		※後期高齢者医療保険料に関することは、右記へ問い合わせください。		
		国民年金保険料の納付が困難な方	免除等	※国民年金保険料の免除・納付猶予については、右記へ問い合わせください。		ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 日本年金機構浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670
		感染症の影響等により介護保険料の納付が困難となった方(主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方、事業収入等が前年より 30%以上減少した世帯の方)	減免	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの	令和3年3月31日まで	市高齢者福祉課 ☎ 31-0682 FAX 24-0181
		水道料金・下水道使用料の支払が困難な方(事業者含む)	支払猶予	水道料金・下水道使用料の支払猶予の相談	納入期限の到来前まで	市上下水道部業務課 ☎ 31-0422 FAX 24-2711 市上下水道部下水道課 ☎ 31-0323 FAX 23-0930
		市営住宅入居中で急激に収入が減少した方	家賃減免 分割納付	家賃の減免・分割納付の相談 [減免額]現在家賃と収入減少後に算出した家賃との差額 [減免期間]申請月の翌月から令和3年3月分家賃まで	随時	島根県住宅供給公社 益田管理事務所 ☎ 31-1530 FAX 31-1531
その他	解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされる方	市営住宅の提供	市営住宅の提供の相談 [入居期間]3カ月(更新可能)	随時	市建築課 ☎ 31-0382 FAX 31-0005	
	妊娠中の方	マスクの配布	妊娠届時に、市からの備蓄用使い切りマスク50枚を配布	配布終了時期未定	市子ども家庭支援課 ☎ 31-1381 FAX 23-7134	

事業者向け支援は次のページへ

～新型コロナウイルス感染症に関する

不当な差別や偏見をなくしましょう～

事業者向け支援

区分	対 象	名 称	支援内容等	問い合わせ先
休業補償	従業員に休業手当を支払うなどして雇用を維持した事業者	雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症特例)	[助成率] 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業 一律 10/10 [上限額] 1人あたり日額15,000円	益田公共職業安定所 ☎ 22-8609
資金繰り	令和2年1月～12月の間のいずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している中小企業等	持続化給付金	[給付額] 法人:200万円まで 個人事業者:100万円まで [申請方法] 原則、電子申請	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-279-292 ※8月31日以前に申請された方 ☎ 0120-115-570
	セーフティネット保証等の認定事業者	中小企業制度融資 【新型コロナウイルス感染症対応資金】	[限度額] 4,000万円 [利子] 一定の条件で融資後3年間実質無利子 [信用保証料] 一定の条件で国・県が全額補助	取引先金融機関
	セーフティネット保証等の認定事業者で、上記の感染症対策資金を満額借り入れた事業者	中小企業制度融資 【新型コロナウイルス感染症対応資金】	[限度額] 8,000万円 [利子] 一定の条件で融資後4年間実質無利子 [信用保証料] 一定の条件で国・県が全額補助	
	売上が対前年比で5%以上減少した中小企業者等	日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	[限度額] 中小企業者:6億円 小規模個人事業主:8,000万円 [利子] 一定の条件で融資後3年間実質無利子 [担保] 無担保	日本政策金融公庫 ※申請にあたっての相談は、益田商工会議所(☎22-0088)でも対応可能
	県制度融資を利用した際に島根県信用保証協会に保証料を支払った事業者	益田市緊急信用保証料補助金	支払われた信用保証料の一部を助成 ※補助対象および補助額は融資制度によって異なります。 [補助額] 10万円または40万円	市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437
その他	令和2年5月～12月の間で売上が前年同月と比較して50%以上減少している事業者または令和2年5月～12月の間で連続する3カ月の売上高が30%以上減少している事業者	家賃支援給付金	月額家賃の一部を助成 [給付額] 個人事業主:最大300万円 法人:最大600万円 ※最新情報については経済産業省ホームページをご覧ください。	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者	生産性革命推進事業	①ものづくり・商業・サービス補助・・・新製品、サービス、生産プロセスの改善に必要な設備投資に対する補助 ②持続化補助金・・・小規模事業者が経営計画を作成して取組む販路開拓等の取組に対する補助 ③IT導入補助・・・ITツール導入による業務効率化に対する補助	①② 益田商工会議所 ☎ 22-0088 ③ 一般社団法人サービスデザイン推進協議会 ☎ 0570-666-424
	事業継続に向けた売上確保のために新型コロナウイルス感染症対策に取組む事業者	益田市商業・サービス業感染症対応支援事業	感染防止対策にかかる経費の一部を助成 [補助率] 4/5以内 [上限額] 80万円(下限額8万円) [申請期限] 10月30日(金) ※詳しくは市ホームページをご覧ください。	市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437
	地域資源を活用した商品開発・販路開拓を行う事業者	益田市商品開発・販路開拓支援事業	①商品開発・改良支援事業 [補助率] 2/3 [限度額] 50万円 ②販路開拓・拡大支援事業 [補助率] 2/3 [限度額] 国内:10万円 海外:30万円	市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437
	令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期と比較して30%以上減少している中小事業者等	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る固定資産税の特例措置 ※22ページをご覧ください。	事業用家屋および設備等の償却資産にかかる令和3年度分固定資産税を軽減 [軽減率] 収入減少率が30%以上50%未満:1/2 収入減少率が50%以上:全額 [受付期間] 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)	市税務課固定資産税係 ☎ 31-0610 FAX 23-3929
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置に、新型コロナウイルス感染症に関する措置が規定 [措置対象期間] 令和2年5月7日～令和3年1月31日 ※詳しくは問い合わせください。	本助成金および新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口 島根労働局雇用環境・均等室 ☎ 0852-20-7007

区分	対象	名称	支援内容等	問い合わせ先
その他	市内にサテライトオフィス、コワーキングスペース、シェアオフィスを開設しようとする事業者	益田市サテライトオフィス等整備支援事業補助金 ※広報ますだ 10月号 9ページに掲載した内容から変更がありますのでご注意ください。	[補助対象経費] インターネット環境、空調、照明、その他オフィス機能として必要な整備・改修費用 ※令和2年4月1日以降に着手し、令和3年2月28日までの間に完了する整備・改修で、総額が10万円以上のもの [補助金額] 上限100万円 [申請期限] 令和3年3月1日(月)	市人口拡大課 ☎ 31-0173 FAX 23-7708
	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業運営に支障が生じているNPO法人や市民活動団体等	益田市社会貢献活動継続支援給付金 ※広報ますだ 10月号 9ページをご覧ください。	[対象となる団体] 令和2年4月～7月の間の事業収入の減少により、年間の事業の実施に要する経費に10万円以上の不足が生じているNPO法人、市民活動団体、認定地域自治組織 [給付額] 1団体あたり10万円 [申請期限] 11月30日(月)	市人口拡大課 ☎ 31-0600 FAX 23-7708
農林水産業	助成 農林水産業者	新型コロナウイルス感染症対策農林水産業収益向上緊急支援事業	省力化・非接触化に資するものとして県が認める施設の整備・機械等の導入を行う小規模事業者を支援 [助成額] 上限50万円 複数事業者による共同申請可(上限10名) 集落営農法人は、法人構成員数(上限10名)×50万円が上限 ※県が指定する取組に挑戦する地域・グループ向け補助金もあります。 詳しくは問い合わせください。	市農林水産課 ☎ 31-0312 FAX 24-0452
	貸付 農業者	令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金	農業経営の維持に必要な運転資金 [助成額] 年間販売額の減少額または見込額(上限1,200万円) [融資利率] 年0.1%(融資実行後5年間は無利子) [申請期限] 令和2年12月31日までに融資を受けること [申請先] J Aしまね	市農林水産課 ☎ 31-0312 FAX 24-0452

その他の支援

対象	名称	支援内容等	問い合わせ先
島根県でテレワークにより勤務を行う県外企業の従業員や個人事業者	しまねUIターンテレワーク支援事業	県外の方が島根県でテレワークをするための経費の一部を助成 [対象経費] 通信費、シェアオフィス使用料、雇用企業等への出張交通費など ※詳しくは問い合わせください。	島根県しまね暮らし推進課 ☎ 0852-22-5687 FAX 0852-22-5761

新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む店舗を紹介する「店舗紹介チラシ」を発行しました

市内の中小企業者を応援するため、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む店舗を募集し紹介する「店舗紹介チラシ」を、9月下旬に世帯主あてに発送しました。チラシについている「応援チケット」は、登録店で使用できますので、ぜひご利用ください。

〈対象〉9月1日(基準日)時点で、益田市の住民基本台帳に登録されている世帯

〈応援チケットの額面〉1世帯につき1,000円(1,000円券1枚)

〈使用できる店舗〉「店舗紹介チラシ」および市ホームページに掲載しています。

※登録店の最新情報は、市ホームページでご確認ください。



市ホームページ

〈使用期限〉令和2年11月30日(月)

★応援チケットに関する注意事項★

- ・登録店のみで使うことができます。
- ・お釣りは出ません。
- ・使用期限を過ぎた応援チケットは無効になります。
- ・応援チケットは、販売や譲渡、換金はできません。

*** 登録店以外の中小企業者も、感染防止対策に取り組んでいます ***

【問い合わせ先】市産業支援センター ☎ 31-0341 FAX 22-0437